

省

令

○総務省令第七十五号

電波法（昭和二十五年法律第三十一号）の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月三日

無線設備規則の一部を改正する省令

総務大臣 武田 良太

無線設備規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

附則

**第三条** この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許又は登録（以下「免許等」という。）を受けている無線局（符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局を除く。以下同じ。）の無線設備の条件については、新規規則の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

改正前

附則

**第三条** この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許又は登録（以下「免許等」という。）を受けている無線局（符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局を除く。以下同じ。）の無線設備の条件については、新規規則の規定にかかわらず、平成三十四年十一月三十日までは、なお従前の例によることができる。

2 総務大臣は、この省令の施行の日から平成十九年十一月三十日（総務大臣が別に告示する条件に適合する場合）については、平成二十九年十一月三十日）までの間に限り、新規規則の規定にかかわらず、この省令による改正前の設備規則（以下「旧規則」という。）の条件に適合する無線設備を使用する無線局の免許等又は無線設備の工事設計の変更の許可をすることができる。この場合において、当該免許等又は許可を受けた無線局の無線設備の条件については、前項の規定を準用する。

〔3〕5 略

**第五条** この省令の施行前に行われた法第三十八條の二の二第一項に規定する技術基準適合証明若しくは法第三十八條の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下この条

〔3〕5 同上

**第五条** この省令の施行前に行われた法第三十八條の二の二第一項に規定する技術基準適合証明若しくは法第三十八條の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下この条

において「技術基準適合証明等」という。）又は法第三十八條の三十三第二項に規定する技術基準適合自己確認（以下この条において単に「技術基準適合自己確認」という。）により表示が付された無線設備（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第九十九号）による改正前の証明規則第百五十七号）による改正前の証明規則第百五十七号）から第十一号の八までの無線設備を除く。第四項及び第五項において同じ。）の表示については、当分の間、なおその効力を有する。

において「技術基準適合証明等」という。）又は法第三十八條の三十三第二項に規定する技術基準適合自己確認（以下この条において単に「技術基準適合自己確認」という。）により表示が付された無線設備（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第九十九号）による改正前の証明規則第百五十七号）から第十一号の八までの無線設備を除く。第四項及び第五項において同じ。）については、平成三十四年十二月一日以降は、当該表示が付されていないものとみなす。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

- 1 この省令は、公布の日から施行する。（施行期日）（経過措置）
- 2 この省令による改正後の無線設備規則の一部を改正する省令（次項において「改正後平成十七年改正省令」という。）附則第三条第一項、第二項及び第四項の規定によりなお従前の例によることとされる無線設備並びに平成十七年改正省令附則第五条第一項及び第四項から第六項までの規定によりなおその効力を有することとされる無線設備であつて、この省令による改正前の無線設備規則の一部を改正する省令（次項において「改正前平成十七年改正省令」という。）による改正後の無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の規定に適合しないものについては、令和四年十二月一日以降、他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限ることができる。
- 3 この省令の施行の際現に改正前平成十七年改正省令附則第三条第一項、第二項及び第四項の規定により免許を受けた無線局であつて、改正前平成十七年改正省令による改正後の無線設備規則の規定に適合しない無線設備の使用について、令和四年十一月三十日までとする旨の免許の条件が付されているものは、当該条件が付されていないものとみなす。この場合において、当該無線設備の使用については、令和四年十二月一日以降、他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限って、使用することができる旨の条件が付されているものとみなす。

告

示

○総務省告示第二百七十九号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第二十条及び別表第七号第三の三の（二）の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十九号（登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三の（二）の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和三年八月三日

総務大臣 武田 良太